

NJS企業倫理行動指針（グループ共通規程）

規程番号： NJS_H020-01

（平成18年4月24日制定/2025年9月30日改正）

（目的）

第1条 本指針は、当社及び関係会社において、すべての役員及び社員が業務を遂行するにあたり、順守すべき基本的な事項を定めたものである。

『事業活動について』

（法令等の順守）

第2条 国内外の全ての法令、基準、社内規程、その他のルールを順守し、企業倫理に則って行動しなければならない。

（公正な競争の確保）

第3条 公正、透明、自由な競争を旨として行動しなければならない。

- 入札談合など刑法・独占禁止法などの法令違反を犯すことがないように行動しなければならない。
- 発注者に対して、予定価格等の情報を聞く等、入札の公正を害する行為をしてはならない。

（品質の確保）

第4条 顧客の信用と信頼を第一として、提供するサービスの品質の確保に努めなければならない。

（優越的地位の濫用禁止）

第5条 社外委託先との取引に際しては、優越的な地位を濫用して不利益を与えるようなことをしてはならない。また、下請法に違反する行為を行ってはならない。

- 社外委託先及び業務に関係があるメーカー等との関係においては、社会通念を超えた接待、贈答などを受けてはならない。

（情報の管理）

第6条 営業秘密、社内用文書について厳重に管理しなければならない。

2. 業務上得た個人情報について、業務目的以外に使用してはならず、また漏えいしてはならない。
3. 業務情報は、顧客との守秘義務を順守し、厳重に管理しなければならない。
4. 当社及び関係会社が保有する知的財産権（特許、著作権、ノウハウなど）の保全に努めなければならない。また、他者の知的所有権を侵害してはならず、他者の知的財産権を取得、利用する場合は、その使用許諾契約条件を順守しなければならない。

（外国公務員との不適切な交流の禁止）

- 第 7 条 外国公務員との交流においては、現地の法令を順守し、常識及び良識を逸脱しない範囲で行わなければならない。
2. 営業上の不正な利益を得るために外国公務員に対し金銭、商品の便益提供や、経費負担等一切の利益供与をしてはならない。
 3. 便益供与や経費負担が社外委託を通じて行われることがないように委託先を管理しなければならない。

『会社と社会の関係について』

（政治・行政との透明な関係の確立）

- 第 8 条 会社組織として一切政治献金を行わないことを理解し、政治家及びその関係者との係わりは、社会通念上公正・妥当な範囲で行ない、透明性を保持し法令違反の疑いを招くことがないように行動しなければならない。
2. 政治家、公務員との関係において、贈収賄等刑罰法規に違反する行為を行わないことはもちろん、誤解を受けるような行為は行ってはならない。

（インサイダー取引の禁止）

- 第 9 条 投資家の投資判断に影響を及ぼすような重大な会社情報が公表される前に、その情報を知って株式等を売買するような金融商品取引法に抵触する行為を行ってはならない。

（財務報告の適正性の確保）

- 第 10 条 会社会計につき、不明朗、不透明な処理を行ってはならない。
2. 日常業務において誤謬や不正の防止に努め、財務報告に係る内部統制体制を整備・維持し、常に適正な財務報告がなされるように努めなければならない。

（環境の保全）

第11条 持続可能な社会の実現に向けて、環境保全に積極的に取り組まなければならない。

(地域社会との共生)

第12条 地域社会との協調を図り、その発展に貢献するように努めなければならない。

(グローバル社会との協調)

第13条 国際社会における規範に則った行動に努めなければならない。

2. 日本のみならず海外の文化、法律、慣習などを尊重し、地域の発展に貢献するよう努めなければならない。

(反社会的勢力との関係遮断)

第14条 社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは、合法的であると否とを問わず、また、名目の如何を問わず、一切取引を行ってはならない。また、反社会的勢力の影響力を利用してはならない。

『会社と社員の関係について』

(人権の尊重)

第15条 性別、国籍、人種、門地、宗教、身体上の理由などによる差別を行ってはならない。

(職場環境の確保)

第16条 法令及び社内規程に基づき、安全で働きやすい環境の確保に努めなければならない。

2. 健全な職場環境を保持するため、ハラスメント行為を行ってはならない。

(誓約書)

第17条 役員及び社員は、本指針を理解し、当社及び関係会社がそれぞれ別途定める「誓約書」を会社に提出するものとする。

(違反についての処分)

第18条 役員及び社員が本指針に違反した場合は、事実関係を慎重かつ厳正に審査のうえ各社の就業規則等に照らして懲戒処分を行なう。

(所 管)

第19条 本規程の所管はNJS 内部監査部とする。

(改 廃)

第 20 条 本指針の改廃は、NJS 取締役会が決定する。

(施 行)

第 21 条 本指針は、2025 年 9 月 30 日から施行する。

改定履歴

平成 20 年 11 月 25 日 平成 21 年 4 月 1 日 平成 21 年 12 月 21 日

平成 23 年 2 月 21 日 平成 28 年 4 月 20 日 平成 29 年 1 月 1 日

2021 年 4 月 1 日 2025 年 9 月 30 日